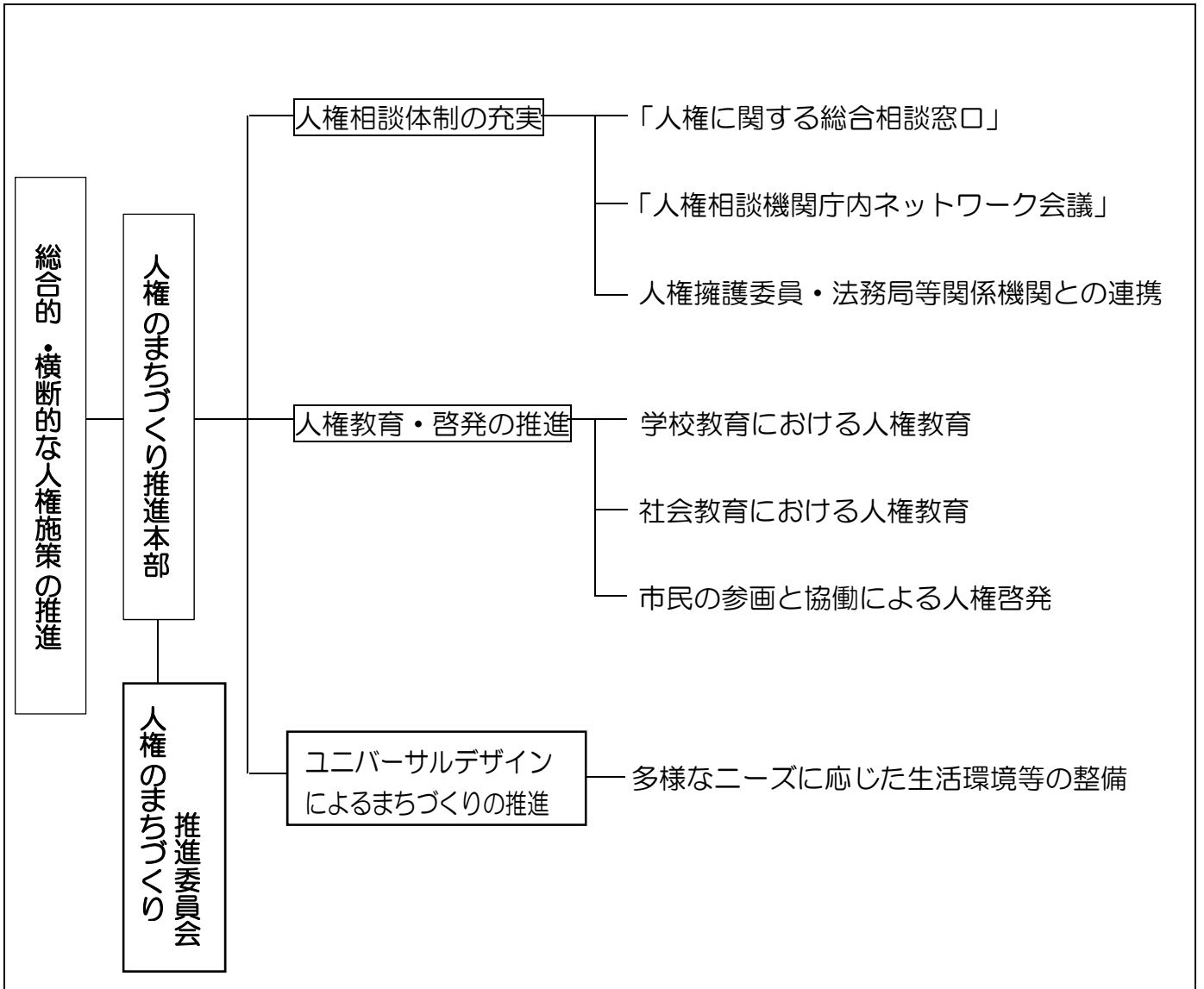


第3章 人権尊重のまちづくりの推進

「人権尊重のまちづくり」を三田市のまちづくりの基本と位置づけ、子ども・高齢者・障害者・性的マイノリティなどすべての市民一人一人が大切にされ、人と人が共に支えあい、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、市民と協働して「人権尊重と共生社会づくり」を推進します。

また、人権に関わる各分野の施策を中心として、三田市において総合的・横断的に人権施策を推進するにあたり、「人権相談体制の充実」「人権教育・啓発の推進」「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」を柱とし、それらの緊密な連携・調整のもと、一人一人の人権が尊重される社会の創造をめざします。

【施策推進体系図】



1. 推進体制の充実

行政による「人権のまちづくり推進本部」と市民との協働である「人権のまちづくり推進委員会」が両輪として機能することで、人権施策の推進にあたります。

(1)「人権のまちづくり推進本部」

人権施策を総合的・横断的に推進するために、市長を本部長とする「人権のまちづくり推進本部」において、全庁的な推進体制づくりに取り組みます。

また、人権課題に対する支援検討委員会を必要に応じて設置します。

(2)「人権のまちづくり推進委員会」

人権施策に関する事項について審議を行うため、「三田市人権のまちづくり推進委員会」において、広範な市民の参画を図りながら市民と行政との連携を深めます。

なお、「(仮称)人権に関する条例」等についても引き続き検討課題としていきます。

2. 人権相談体制の充実

市役所のどの窓口にも相談すれば良いかわからない場合には、人権に関する総合相談窓口が中心となり、関係機関との連携を図り、相談者を関係部署へつなぎます。また、地域や関係団体における啓発活動を円滑に進めたり、人権啓発の企画・運営について協力や支援を行う人権センター機能を充実します。

(1)「人権に関する総合相談窓口」

市民が日常生活の中で直面する様々な人権問題については、課題に応じた相談窓口が設置されています。しかし、人権相談については、相談内容が複雑多岐にわたり複数の要素を含むものもあり、インターネットの書き込みや性的マイノリティの人たち(SOGI)の悩みなど、人権にかかる全ての相談が受けられるよう「人権に関する総合相談窓口」体制の充実に努めます。

(2)「人権相談機関庁内ネットワーク会議」

人権相談機関庁内ネットワーク会議を活用し、三田市の人権状況についての的確に把握したり、人権に関する相談者に対しての支援を検討します。また、人権に関する相談状況及び人権侵害状況に関する情報共有及び相談者に対する各相談窓口の連携を図ります。

(3)人権擁護委員・法務局等関係機関との連携

人権侵害に対する相談については、人権擁護委員や法務局など関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。

3. 人権教育・啓発の推進

教育・啓発を通じて、一人一人が基本的人権の理念に対する理解を深め、差別問題と自己との関わりを自覚することから、人間としてのよりよい生き方を身につけ、人権のまちづくりの主体者になることをめざします。

そのために、さまざまな人権問題固有の課題に関する理解を深め、個々の課題の関連性を人権という普遍的な視点でとらえます。そして、自他の命と人権を尊重することが一人一人の生き方において「生きてはたらく力」となります。さらに、人間関係において具体的な態度や行動としてあらわれ、市民の生活文化として根づくことを目標として、「具体性」と「実感」をともなった人権教育・人権啓発を推進します。

(1) 学校教育における人権教育

人権教育の推進体制を確立し、子どもの心のあり様や、生活や地域の実態を的確に把握することから教育課題を明らかにするとともに、その解決へ向けてすべての教育活動における具体的実践に取り組みます。

その推進にあたっては、教職員一人一人が使命感をもって、研修に励むとともに、自らの生き方の課題として確かな人権意識を高め、人権尊重を基盤とした教育活動を展開します。

(2) 社会教育における人権教育

人権尊重社会の実現に向けた家庭及び地域社会の責務を自覚し、学校との緊密な連携により、人と人の豊かなつながりを育む人権教育を進めます。

その推進にあたっては、各組織・団体、事業所等における推進体制の整備とともに、主体的・自主的な学習の活性化を図るため、学習支援体制の充実と、リーダーの育成・活動の場の充実に努めます。そして、差別の実態に学ぶことを原点としながら、一人一人の生き方に深く関わって、具体的な生活場面での気づきや変容につないでいきます。

(3) 市民の参画と協働による人権啓発

人権啓発の推進にあたっては、具体的で事実に基づくとともに、社会状況の変化や意識の多様化等を敏感に感じ取りながら、ニーズに的確に対応した市民の心に届く内容の充実を図ります。

また、市民の参画と協働による人権啓発を展開することで、一人一人が人権尊重と共生社会づくりへ向けた当事者意識と、その主体者となる意欲を高めていきます。

4. ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

すべての人々が安心して快適に生活できるまちづくりのため、個の尊厳とノーマライゼーションの理念に基づく「共に生きる社会」の実現をめざし、交通・生活環境面等のバリアフリー化、多様なニーズに応じたユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。